

函館市福祉のまちづくり条例整備基準適合状況（令和4年度～令和6年度）

令和7年度 函館市福祉のまちづくり推進委員会	
令和7年12月18日	資料1

○条例の対象：施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設

○届出数：期間内の各年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設

【届出のあった公共的施設の内訳】（単位：件）

【令和6年度届出のあった公共的施設における整備対象箇所の内訳】（ ）内は%

区 分		R4	R5	R6
1	病院・診療所等	2	1	4
2	劇場、観覧場、映画館等			
3	集会場・公会堂等		2	1
4	展示場等	1	1	
5	物品販売業を営む店舗	12	11	10
6	ホテル・旅館等	1	2	4
7	老人福祉施設等	12	4	
8	遊技場・体育館等	1	1	1
9	博物館・美術館等			
10	公衆浴場等			
11	飲食店	6	2	4
12	サービス業を営む店舗	5	5	4
13	金融保険業を営む店舗			
14	自動車車庫			
15	公衆便所			2
16	公益上必要な建築物	1		1
17	学校	5	1	3
18	事務所			
19	共同住宅・寄宿舎等	1		1
20	地下街等			
21	その他施設（路外駐車場）	1		1
合 計		48	30	36

整備対象箇所		届出件数 (R6)	全ての項目で基準に適合している			一部の項目において基準に適合している			全項目において基準に適合していない件数		
			R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
1	出入口	34(100)	15（51.7）	15（57.7）	18（52.9）	12（41.4）	11（42.3）	16（47.1）	2（6.9）	0（－）	0（－）
2	廊下等	30(100)	4（22.2）	3（15.8）	5（16.7）	13（72.2）	15（78.9）	23（76.7）	1（5.6）	1（5.3）	2（6.7）
3	階段	11(100)	1（12.5）	3（25.0）	2（18.2）	7（87.5）	9（75.0）	9（81.8）	0（－）	0（－）	0（－）
4	エレベーター	9(100)	0（－）	2（33.3）	2（22.2）	1（100.0）	4（66.7）	5（55.6）	0（－）	0（－）	2（22.2）
5	便所	32(100)	9（36.0）	2（9.1）	7（21.9）	6（24.0）	13（59.1）	12（37.5）	10（40.0）	7（31.8）	13（40.6）
6	駐車場	30(100)	8（38.1）	6（30.0）	13（43.3）	3（14.3）	4（20.0）	5（16.7）	10（47.6）	10（50.0）	12（40.0）
7	敷地内通路	31(100)	7（26.9）	3（13.0）	6（19.4）	18（69.2）	19（82.6）	25（80.6）	1（3.8）	1（4.3）	0（－）
8	洗面所	25(100)	7（53.8）	9（47.4）	11（44.0）	2（15.4）	7（36.8）	11（44.0）	4（30.8）	3（15.8）	3（12.0）
9	浴室等	6(100)	1（20.0）	3（33.3）	1（16.7）	2（40.0）	4（44.4）	3（50.0）	2（40.0）	2（22.2）	2（33.3）
10	シャワー室等	2(100)	0（－）	0（－）	0（－）	1（100.0）	0（－）	1（50.0）	0（－）	0（－）	1（50.0）
11	観覧席等	0(0)	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）
12	公衆電話所	0(0)	0（－）	1（100.0）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）
13	カウンター	19(100)	3（18.8）	6（42.9）	8（42.1）	0（－）	0（－）	0（－）	13（81.3）	8（57.1）	11（57.9）
14	案内標示	16(100)	1（9.1）	5（41.7）	2（12.5）	0（－）	0（－）	0（－）	10（90.9）	7（58.3）	14（87.5）
15	改札口	0(0)	1（100.0）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（－）	0（0.0）	0（－）	0（－）
16	授乳場所	5(100)	3（50.0）	4（40.0）	3（60.0）	0（－）	0（－）	0（－）	3（50.0）	6（60.0）	2（40.0）

【令和6年度の状況および分析】

令和6年度に届出のあった整備対象箇所13箇所（網掛け部分）について、「全ての項目で基準に適合している」割合を過去3か年で比較したところ、6「駐車場」と16「授乳場所」の2箇所では、令和6年度が最も高い結果となった。

一方、8「洗面所」と9「浴室等」の2箇所は令和6年度が最も低い結果となったが、これらの箇所においては、「一部の項目で基準に適合している」割合は令和6年度が最も高くなっており、事業者がハード面でのバリアフリー化の必要性を認識し、整備においてスペースや資金面に制約がある中でも、基準適合に向けた取り組みを行っていることがうかがえる。